

令和2年第7回総社市農業委員会総会議事録

1 開会 令和2年7月10日(金) 午後1時30分

2 閉会 令和2年7月10日(金) 午後3時43分

3 場所 総合福祉センター 3階大会議室

4 出席または欠席した農業委員

出席 15人

1番 鎌田 布之(会長代理)

2番 小原 弘

3番 秋山 陽太郎(農地担当)

4番 林 眞理

5番 河田 直樹

6番 高杉 通夫

7番 佐野 年昭

8番 能登谷 和正

9番 高田 稔

10番 定井 正雄(会長)

11番 梶谷 範雄

12番 野瀬 秀子

13番 横田 幸則

14番 高谷 均(農政担当)

15番 本行 逸

5 出席した農地利用最適化推進委員

伊丹 良夫 林 斉 宮崎 昭雄 小西 安彦 植田 忠晴

風早 克義

6 職務及び説明のため出席した者の職氏名

農業委員会事務局

局長 赤星 敬太 次長 山室 浩二 主査 国橋 一輝 主事 新谷 紗季子

農林課

主幹 丸山 幸司 主事 藤木 あゆみ

7 議事録署名委員

11番委員 12番委員

8 本日の議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会期の決定

第3 付議事件

議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について

議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について

議案第32号 総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について

報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について

報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について

報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について

第4 総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の一部改正について

9 付議事件及びその結果

原案どおり可決

10 議事経過の概要

次のとおり

開会 午後1時30分

(主事)

ご起立願います。

礼。

ご着席願います。

(会長)

皆さん、大変ご苦労様でございます。

農繁期も終わり、ホッとしている所だろうと思いますけれど、まだまだ大変なことが多くありま

す。大型特殊免許という問題も非常に難儀を抱えております。ここにおられる人も取りに行くとかというようなことで、去年の9月ぐらいから大型特殊については非常に厳しくというか、規律が厳しくなってきております。免許というのは必要でございますので、取っていただきたいと、農業に励んでいただきたいと思っております。

また、水害ですけれど、非常に九州とか色んな所で水害の災害が起きていますので、十分に気を付けていただきたいと思えますし、また、新聞等を見ると高齢者というか我々と同じ年代の方が想定をしていないところと言うんですか、想定外の水害がやって来るというようなことで、逃げ遅れが無いように一つお願いをしたいと思えます。

そして、今回、この農業委員会総会が今の農業委員の皆様方の3年の任期が来ておまして、18人の人が交代になっていると思えます。また、この3年やってきて、非常に勉強になった、あるいは長く務められた、5期15年くらい務められた方もおられますし、農業委員会で学ぶということと、私は常に学んでいっておることでもありますし、色んなことが生活の中で勉強になったなど思っておりますし、皆様方も農業委員会で勤めをして色んな情報、あるいは自分の為になる、あるいは農業委員会の為になるということで、皆様方も多分勉強になったのではなかろうかと思えますし、常にいつの時代を迎えても勉強を捨ててはいけませんし、これから先のことについても農業委員会での経験を生かしていただきたいと思っております。

また、昨日東京ではコロナウィルスの感染者が241人ですか、全国で356人の感染者が出たということで、なかなか収束という方向には向かっていかないなあとということであります。皆様方も体には十分注意していただきたいと思えます。

それでは、ただ今より令和2年第7回総社市農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席は15名でございます。そして農地最適化推進委員の方が6名出席しております。

農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する在任する委員の過半数が出席しています。よって、総会は成立していることを報告いたします。

本日の議事日程は、皆様のお手元に配布しております。なお日程第3、付議事件の後に日程第4、総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の一部改正についてを追加いたします。ご協力よろしくお願いたします。

次に、総会での注意事項について申し上げます。

発言される場合は必ず挙手をし、議席番号を言ってから発言してください。やむを得ず離席する場合は必ず許可を得るようにしてください。携帯電話は電源を切るかマナーモードにさせていただきますようお願いいたします。

【日程第1 議事録署名委員の指名】

(会長)

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、総社市農業委員会会議規則第33条の規定により、11番委員、12番委員を指名いたします。

【日程第2 会期の決定】

(会長)

日程第2 会期の決定を行います。

本総会の会期は、総社市農業委員会会議規則第5条の規定により本日1日限りと決定いたします。

【日程第3 付議事件】

(会長)

日程第3 付議事件の審議に入ります。

それでは、農地担当の秋山委員よろしく願いをいたします。

【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について】

(農地担当)

皆さん、ご苦労様です。

それでは、早速、付議事件の審議に入ります。

議案第29号、農地法第3条の規定による農地等の許可申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第29号 農地法第3条の規定による農地等の許可申請について朗読】

【受付番号21番】

(農地担当)

それでは、3条でございますが、まず本日は、2ページ21番、日羽の案件につきまして、受入の方が市外の法人となっております。そのため、この総会にお呼びしておりますので、この21番を最初に審議させていただきます。

ではまず21番、日羽の件につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

(主査)

受入であります●●●●●●●●●●という法人でございます。今回の申請にあたりまして、この法人が農地所有適格法人に該当すると判断して申請を受け付けております。なお、この法人の現在の農業の状況ですけど、●●●●●の方へ農地を持っております。議案にも出ておりますが、耕作面積13,458平方メートルが●●●●●の農地であります。その農地において、現在は水稻、バナナ、トウモロコシ、大豆等を作付けしているということであります。皆様もテレビ等で見たことのある方がおられるかも分からないですが、皮まで食べられるバナナという、その会社の関連の会社になるような所でございます。

以上です。

(農地担当)

今、事務局から説明がありました。

(主査)

すみません、追加なんですけど今回日羽の方が申請地として出ておりますが、日羽の農地につきましては水稻を作付けするという風になっております。

(農地担当)

今、事務局から補足がありましたように、今回申請に出ております日羽の農地に関しましては水稻作を予定されているということで、その水稻の作についての質問等を通常通り行っていければと考えております。

この後、●●●●●●●●●●の●●●さんが本日出席いただいておりますので、そちらへ色々と質問して、退室後、通常の審議に入らせていただきます。まず、いつも通り私の方から数点質問した

後に、皆様から質問をいただこうと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
入室の方お願いいたします。

【申請者入室】 13:41

(農地担当)

失礼いたします。●●●●●●●●さん。●●●さんでよろしいですか。

(申請人)

はい、そうです。

(農地担当)

私、農地関係の議事進行しております秋山と申します。本日はよろしくお願いいたします。

(申請人)

よろしくお願いいたします。

(農地担当)

まず、●●●●●●●●さん、今回総社市日羽の農地を取得ということで、取得希望の日羽の農地で将来的には水稲作を予定しておると聞いているんですが、現在●●●●●●さんの●●●●●●での水稲作等の営農状況、また、所有農機具等の事を、自己紹介も含めて簡単に説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

(申請人)

●●●●●●在住の●●●●●●といます。よろしくお願いいたします。今年の3月ごろから急遽やり出したので、まだ農機具とかは管理機、草刈り機ぐらいまでしかありません。●●●●●●でやっているのが水稲、トウモロコシ、黒大豆、サツマイモ、トマトぐらいです。

(農地担当)

今回この日羽の農地を取得するに至った経緯というのを教えていただければと思います。

(申請人)

現所有者の●●●さんの方から引き受けてくれないかと言われて、ということです。

(農地担当)

作付け予定としては水稲作でよろしいですか。

(申請人)

はい。よろしいです。

(農地担当)

その水稲作の作付けの中で、今7月ですので、権利移動後に田植え等間に合う時期ではないと思いますので、来年までの農地管理の予定等ございましたら教えていただければと思います。

(申請人)

農地管理の予定というのは。

(農地担当)

田植えが恐らく間に合う時期でもないと思われまので。

(申請人)

来年の6月くらいまでの田植えですね。

(農地担当)

それまでの農地の利用予定というのは。

(申請人)

現状は作付けしています。

(農地担当)

現状は作付けされている所を取得されるということですね。すいません、訂正します。今回の農地が既に田植えが済んでいるということをお願いいたします。

それと、●●●●●からの通いということになると思うんですけども、当然水稲作となると水管理でしたり、地域の水利の関係のルール、若しくは溝掃除であったり等が発生すると思いますので、その辺に出席等はきちんと出来る形はとっていただけるのかどうか。

(申請人)

それは大丈夫です。現所有者の●●さんに引続き水の管理とかお願いする話はしています。

(農地担当)

分かりました。ありがとうございます。

それでは委員の皆様方、質問等、挙手の上お願いいたします。

(植田委員)

申請書の中を見させていただいたら、今後3年間ぐらいですね、業務の量を5倍くらいに増やすというような数字が書かれておるんですけども、現行さっきお聞きしましたバナナとかをはじめ、色々やられておりますけれども、今後についてその数字の裏付けというか、どういう計画を持たれておるのか、お聞かせいただければと思います。

(申請人)

経営的な事は私は詳しくはないんですけども、聞いた限りではコーヒー農園とかバナナ園をもう少し拡張するという話です。

(植田委員)

今後拡張して加工なんかもされるんですか。

(申請人)

加工というのは。

(植田委員)

農産物を加工して販売するとか。

(4番委員)

本社はどちらに。

(申請人)

本社は●●●●●です。

(4番委員)

従業員は20人超えるんですか。

(申請人)

そうです。アルバイトもいますけど。

(4番委員)

お宅は、どういう立場になるんですか。

(申請人)

私は●●●の中に●●●●●があるんですけど、そこでバイクを一杯並べて展示したいなということで、その管理を任せられているんですが、とりあえず農業をやってくれと言われてまして、今田んぼとか畑のお世話をしています。

(4番委員)

会社の実態がよく分からないんですけど、会社はバイクの販売もやっているんですか。

(申請人)

バイクは趣味というか、会社の展示、博物館みたいなのを一緒に作るということで。

(4番委員)

会社の主な事業というのは農業になるんですか。

(申請人)

農業ですね。苗の販売ですね、バナナの。コーヒーの。

(4番委員)

稲作についての関係はどうなんですか。初めて、ここで。

(申請人)

初めてです。この3月ぐらいから、コロナのあれで中国とかベトナムから米が入ってこなくなるから試しに作れと言われてまして。やったことないんですけどね。

(4番委員)

全くほんなら初めてで手掛ける訳ですか。

(申請人)

そうです。はい。

(4番委員)

農機具なんかはどういう風にされるつもりですか。

(申請人)

農機具は●●●●●●●●●●という所で一反当たりお金払って耕機とか代掻きとか田植えとかや

ってもらえるところに頼んでます。行く行くはトラクターぐらいは購入する予定なんですけど。

(4番委員)

将来的にはずっと稲作をしていく予定ですか。日羽の今回2反少々か、3反の所。

(申請人)

そうです。はい。

(4番委員)

そこは米でやっていく。

(申請人)

米ですね。はい。

(4番委員)

それで以前バナナを栽培するのに5反ぐらいのまとまった土地があればということで、照会を受けたことがあるんですけども、その方ですか。

(申請人)

それはちょっと分からないですけど。

(4番委員)

はい、分かりました。

(2番委員)

すいません。今話を聞いた●●●さんは、要は経営者という形になるんですか。

(申請人)

いえ、私は重要な小作人か何かの方です。

(2番委員)

ちょっと気になるんだけど、日羽の土地、2畝とか小さい田んぼで、これは連単言うんか、隣が●●●●と●●●●は引っ付いたような形になっとんですか。何か、2畝程の小さな田んぼがポコッとあったり、5畝とか8畝とか言うような形になっておるんだけど、その辺はどういう、一緒の形になるんですか。隣近所というか。

(申請人)

1カ所だけ離れている所は確認しましたけど。

(主査)

事務局からご説明します。今回5筆申請が出ているんですけど、1枚になっているとかではないですが、近くに固まってある田んぼです。

(2番委員)

いやいや、2畝とか小さいやつをお買いになる。218平方メートル言うたら2畝でしょ。こういう小さい所でされるんかなあと。

(主査)

恐らく、所有者の方の希望もあったのかなと思います。

(2番委員)

だから要は、●●●●さんっていうのが一括受けて、それを自分でお作りになるのか、人に頼むか分からないんだけど、そういう経営者的な考え方なんです。

(主査)

取得に当たっては、これだけ取得してねというような話が恐らくあったのではなかろうかなど。

(2番委員)

だからいつも揉めるのはよそから来た人は、協力する、しないっていう形の溝掃除とか何とかっていうのは事前に十分話をしてもらっておかないといけないかなど。

(農地担当)

他にどなたかご質問ございませんか。

(10番委員)

日羽の土地5枚ですね、5筆。これは稲作だけですか、それともバナナを考えてますか。

(申請人)

バナナは小さい所だったら効率が悪いんです。ハウスを連棟で建てないと。だからあそこはバナナは無理です。

(10番委員)

稲作だけですね。

(申請人)

稲だけです。

(4番委員)

ついでにもう一つ。米作りをされるということですけども、出来た米っていうのはどういう風に販売していくんですか。

(申請人)

自分の所で食べるのと、余ったやつはどこかで売ると思うんですけど。

(4番委員)

会社は、そういった販売組織っていうのはどういう状況になっているんですか。何か拠点があるんですか。

(申請人)

拠点は今のところ、岡山駅の所だけです。

(4番委員)

岡山駅はどのような形の販売になるんです。

(申請人)

サンステとかいう中でジュースとか、バナナジュースですね。あれとかコーヒーとか売ってるみたいですね。私も行ったことはないんですけど。先月からやり出したというのは聞いたんですけど。

(農地担当)

●●●●と言いますか、関連会社さんがサンステの中にブースを2か所くらい持たれて、バナナ中心から始めましたけど色々やっておられます。

●●●さんが先程からお話によく出ているように、凍結後の関係のバナナの育苗の苗の卸がメインなんですか。4番委員の質問と繋がるんですけども、水稲作でして自分で食べる分と余ったら売るといった話もあったんですけども、●●●●●で1.3ヘクタールほど営農されてる中で、実際水稲というのとどれくらいになるんですか。

(申請人)

面積が4反くらいですかね。あと、今年池の改修で田んぼが作れない所もあって、そこでトウモロコシと大豆を植えてます。

(農地担当)

はい。分かりました。

他にどなたか質問ございませんか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ、退室いただきまして審議の方に入りたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(農地担当)

それでは●●●さん、本日はありがとうございます。この後、慎重に審議いたしますので、本日はありがとうございました。

(申請人)

よろしく願いいたします。ありがとうございました。

【申請者退室】 13:56

(農地担当)

●●●●の●●●●さんから説明いただきましたが、改めて地元委員の説明、ご意見を願います。

(10番委員)

今現在、●●●●●さん、この方はお母さんと本人68になる方が住まれておりまして、何かと

言いましたら、人に流動化で貸しても返すと言った時に自分が管理できないというようなことで売ってしまいたい、というのがお話でございます。68になられて、子供たちも農業が出来ないという事で土地を処分したいという風な意向でありました。この経緯は、子供さんと今のバナナの会社との繋がりでの土地の売買をするようになったという事でありました。詳しくは、植田委員の方からお願いいたします。

(農地担当)

それでは植田委員お願いいたします。

(植田委員)

今、10番委員から経緯については述べられたんですけども、この●●●さんは、2年間ぐらいはご主人から所有権移転して自分で、途中息子が帰って来たりしてですね、水稻を作られとったようですけど、息子は全くこれから先、農業をやる意思が無いというようなことで、どなたかに譲渡したいということで、ずっと考えられとったようでございます。今回、●●●●●●●●の方で、コネがあったのかどうか知りませんが、その人の紹介で●●●●さんの方が話が繋がったという事でありました。現在水稻を植えられるというのは、先程も●●●●云々言われてましたが、そちらの方に頼んで、今年水稻を植えたというふうな経緯でございます。話を色々聞きますと、●●●●●●の地元では、評判は、そこそこ良いようでございますので、そういう風にお聞きするんですけど今後水稻は今の状況はどうかと聞くと、自分の所で食べて、残ったやつを売るぐらいという考えでございますね、ちょっとあんまり方向性としてははっきりせんという気がするんですが、きちんとやっていたらという事であれば、地元としては問題ありません。

以上審議よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質問ございませんでしょうか。皆さん先程話をされて分かったと思いますが、恐らく経営には携わってない方、現場の方だったとは思いますが。今植田委員が仰られたように、要はきちんと水田の管理をしてもらえるのが一番ネックな中で。

(2番委員)

一点すいません。日羽とこの●●●は距離的には、●●がコンバインがなんじゃという説明がありましたけど。2反そこそこで、3反出来るのかなという。

(植田委員)

移動は車で15分くらいでできると思います。

(2番委員)

ああ、そうですか。

(植田委員)

はい。それで、日常の水管理とか何とかというのは先程も言われてましたが、引き続き●●さんが請け負ってやりますと、いう事のように。

(2番委員)

はい。すいません。

(農地担当)

他にご質問ございませんでしょうか。

(4 番委員)

これ3条でここで●●●●さんの名前で買われるようになってんですけど、今の話をすると、●●●●が委託して今回は作付けをしたという事なんですけども、一応3条で委託の委託というのはまず考えられないと思うんですよね。自分が所有してその管理していくのが3条の所有権なんで、そういう恐れはないんでしょうかね。

(主査)

取得してですね、作業受託としてさっき言った●●●●へ作業を委託するというような事は大丈夫なんです。結局はその収穫物がどこへ帰属するかという事になるので。それは●●●●さんに行くということなので、その点については問題ありません。それで、農業機械についても申請書によりまずトラクター、田植え機、コンバインとか、導入予定という事で書かれてあります。

(農地担当)

他にいかがでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

なければ採決いたします。

2 1 番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、2 1 番は許可されました。

【受付番号1 7 番】

(農地担当)

それでは2 ページの頭に戻りまして、1 7 番、見延の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(1 5 番委員)

この案件につきましては、譲渡人がもう県外に出ておられますし、譲受人の家のそばでございまして、荒地がもうぼつぼつ出ておりますので、購入をさせてくれという事で購入をした次第でござ

います。後継者がおります。若い後継者がおります。またみかんを作付けし、今後も管理していくつもりで、問題ないと思いますので審議よろしくをお願いします。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

17番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、17番は許可されました。

【受付番号18番, 19番】

(農地担当)

続きまして18番, それから19番, とともに三輪の関係で, 受人は同じ方でございます。これは一括審議とさせていただきます。それでは, これらの三輪の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

今回の案件は, スーパーの替地としてこの申請が上がってきました。譲渡人の●●さん, ●●さんともに後継者がおらず, ●●さんをお願いするという事で今回の申請に至りました。●●さんは, 今までもきちんと農地を管理されており, 特に問題ないと思います。

以上, ご審議よろしくをお願いします。

(農地担当)

この件につきまして, ご質疑, ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

18番, それから19番, これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当)

続きまして20番、中原の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

この案件も先程と同じ、スーパーの進出に伴って替地としての案件です。譲渡人も高齢で後継者もおらず、●●さんをお願いすることになりましたが、●●さんも相当な高齢なのですが、お孫さんが中心に動いておられるようで、特に問題ないと考えます。

以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

それでは採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして22番、岡谷の件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(14番委員)

この譲渡人の方はですね、先月、先々月も案件として出ていたんですけども、父親が亡くなっ

【議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について】

【受付番号7番, 24番】

(農地担当)

次に、議案第30号、農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第30号 農地法第4条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

(農地担当)

それでは、5ページの4条ですが、7番、宿の件がこの後出てまいります8ページ、5条の24番これと関連がございますので、一括審議とさせていただきます。それでは、4条の7番、5条の24番ともに宿の件でございますが、これらにつきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

7月6日の日に、定井会長をはじめ、6番委員、若林推進委員、風早推進委員、私と事務局で現地調査をさせていただきました。当日はちょうど雨でございましたけれど、この7番につきまして東は道路、西は自分で大豆を作り、南は墓地、北は水路があって住宅となっていて、これは荒地になってはいますが、道路を広げるといって、こういう形でございますので何ら転用した場合の周辺農地への影響は無いという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の報告をお願いいたします。

(14番委員)

まず、この道路の拡張の部分なんですけれども、7番ですね。これにつきましては、東側が水路及び市道と、西側はこの住宅に転用予定の田と、南側が墓地、北側は宅地という事で、この道路を少し拡張するという事での申請になっております。それと、24番、宅地の方なんですけれども、これも同じようにですね、東側が水路及び市道と、西側は譲渡人の田と、南が墓地、北は宅地という事で、用水関係は水路がございますので別段問題ないと思います。それから雨水は柵に集めてこの水路に放出すると、それと生活排水は下水道に接続をして排水するという事でございます。それから、日照、通風につきましては、通常2階建ての建物を建てるということで、問題は無いという風に考えます。土砂の流出は、土留め及びブロックを作って土砂の流出を防ぐということで、周辺には宅地も結構もありますので、転用については問題ないという風に思います。それから、この南側にある墓地のそのすぐ南側の田もですね、譲渡人の土地になるんですけれども、お話によりますと

この土地も2区画ほど先で宅地転用の申請が出る予定というようにお話を聞いております。地元とすれば問題は無いという風に考えますのでよろしくご審議をお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、4条、5条の案件とも甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

これらの件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

5ページ7番及び8ページ24番、宿の件ですが、これらを許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、これらは許可されました。

【受付番号8番】

(農地担当)

続きまして8番、福谷の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地につきましては、自宅の西の土地でございます。自分の土地があつて現在は畑になっております。話によりますと、山の上に墓があるので自分の自宅に下ろしたいという事でございまして、東は自分の家でございまして、西は道路、南は畑、北は道路ということで、現在見たところはこの●●さんの土地ということでございまして、周りも大した問題は無いという感じです。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(12番委員)

状況は先程の現地調査の通りでございます。墓地に関しましては一昨年の水害の時に崩れておりまして、今度新しいのを建設するにあたり、家のすぐそばの方が良いのではないかという事でこの案件が出ております。雨水排水は自然沈下、日照、通風に関しましても墓地はブロックを2段くらい上げて作りたいということで、周りへの影響はないと思います。土砂の流出につきまして、ブロックをついた周りに貝塚をつけ、土砂が隣接地に流出しないように留意したいという事なので、問題は無いと思われまます。審議のほどよろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

8番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、8番は許可されました。

【受付番号9番】

(農地担当)

続きまして9番、黒尾の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地につきましては、実は宅地というか、自分の庭の一部として使用されていまして、現在は住んでいないという事ですけど、この土地の中が6筆になってまして、その一つだけが農地として残っているという事でございまして、周りは宅地とか道路に囲まれた土地でございまして、何ら自分の前の土地でありまして、何ら問題ないのではないかと感じております。

以上です。

(農地担当)

それでは、この件につきまして地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この申請の畑は平成29年に相続によって申請人が承継したものであります。この畑は相続の時点で既に前の所有者が無断転用で土地の造成、建物が建つような、そういった状況になっておりました。今回は、その無断転用を修正するという意味での手続きで申請になったものでありまして、やむを得ないものかなあと感じております。

以上です。

(農地担当)

それでは推進委員の宮崎委員、補足の方をお願いいたします。

(宮崎委員)

これは何も悪い所は無いというか、あったんですけど、始末書も出ていますし、これでいいと思います。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、ここは6筆が筆界未定ということでありまして、6筆の内1筆が農地でありました。相続をした際にそれが判明したというものであります。現状も報告にありましたように庭の一部として使用されておりますが、一応農地という事でありまして、始末書の方も提出されております。農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

9番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、9番は許可されました。

以上で、議案第30号の審議は全て終了いたしました。

【議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について】

【受付番号18番】

(農地担当)

次に、議案第31号、農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【議案第31号 農地法第5条の規定による農地等の転用許可申請について朗読】

(農地担当)

それでは、18番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地は東が水田、西が畑。これはネギを植えてました。南は自分の田んぼでございまして、管理だけしてると。北側が一部転用して道路になってます。特にこの土地につきましては、南側に自分の田が残るので、その入るために東が一部開けてあるという事でございまして、この土地を転用されても農業関係には影響ないように感じました。

以上です。

(農地担当)

(農地担当)

続きまして、19番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地につきましては、荒地になっておりますけれど、東側がこの土地を造成することによって一部残るその東が墓地、西が水田。南が道路、北側は自分の田として残るということで、現在荒地になっておりますけれど、これに転用しても問題ないという風に感じております。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

19、20、21と推進委員の林委員が確認していただき、その後、私が行って確認した案件であります。19番に関しまして、現状とすれば先程説明ありましたが、現状とすれば休耕田状態で、除草剤をかけて管理している土地であります。東側が自己所有田の一部、西側が作付け水田、南側が市道及び側溝があります。北側が自己の所有田となっております。用水につきましては、作付け水田と自己所有水田の残った部分の取水は別系統で問題はありません。排水につきましては、水田排水も同様に別系統であります。宅地の排水は市道の南側の道路側溝に流すために問題ありません。日照、通風も木造2階建てという事で問題ないです。土砂の流出等は土留め壁が設置されるため、問題なく、総合判断としては地元としては何も問題ありませんので、ご協議よろしく申し上げます。

以上です。

(農地担当)

それでは、林委員、補足がございましたらお願いいたします。

(林委員)

11番委員の仰られた通りなんですけど、●●●さんにここの土地の形状を確認しまして、一応ここはですね、水はもうポンプアップでないと水が入らないような状況の土地なんです。いずれもここを、土地を処分していきたいという風な本人の意向がございまして、こういう形態が現れてきていると思います。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

19番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、19番は許可されました。

【受付番号20番】

(農地担当)

続きまして、20番、南溝手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地は、東が一部野菜を植えていますが荒地になって、西も荒地。これは自分の田だそう
でございます。南が水田、稲、北が家ということで、荒れていますけど、恐らく宅地にするという
事で手入れしてないんだという風を感じてます。一応転用した場合も、農地の影響は無いという風
に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

先程も説明がありましたが、東側が休耕水田、西側が自己所有の水田、南側が宅地、北側が進入
路の取りつき道へ接続するような形になっております。用水につきましては、南側の水田への取水
への支障はありません。排水にしましても、南側の水田の排水は別系統であるために問題はありま
せん。宅地の排水は、進入路を経て北側の市道側溝へ流すために問題ありません。日照、通風にし
ましても2階建てで問題ないと思います。土砂流出も、土留め壁を作るため、問題ありません。

水田の所有者●●さん、耕作者の●●さんの水田所有地に畔を作っているのです、水抜きも悪く、

取水も時間がかかるために畔に支障が出ているようだと承諾できないという事で、買取後に工事を依頼しているとのことで、作付け買取りが終了すれば問題は無いということで林さんも確認していただいております

以上です。問題ないと思いますのでご協議よろしくお願ひいたします。

(農地担当)

それでは、林委員、補足がございましたらお願ひいたします。

(林委員)

11番委員の仰られた通りなんですが、7-20の図面を見ていただきたいと思いますが、7-20の図面ですね、●●●●●と●●●●●がですね、一応私が農業委員をした時にですね、ここが等価交換で、農地と農地を交換分合した件がございまして、●●さんと●●さんの土地を無償での交換分合をした土地でございます。●●さんの土地はいずれ今後、2番委員が仰られたように造成して行って、分譲地されていくものだという風に聞いております。何も問題ございません。よろしくご審議のほどお願ひします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願ひいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

20番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、20番は許可されました。

【受付番号21番】

(農地担当)

続きまして、21番、金井戸の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も荒地地でございます、東が宅地、西が水田、南が宅地、北が道路ということでございまして、この土地も転用しても何ら影響ないという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(11番委員)

休耕田状態で一度は除草剤を使うような形の土地で、西側が作付け水田、東側が南側の家の進入路、道路の真ん中にコンクリートで区分された進入路です。南側が宅地、北側が側溝及び市道。用水につきましては作付け水田の取水は別系統であります。排水につきましては同系統で水田が下流となるが、浄化槽設置のため問題ありません。日照、通風も問題は無いと思います。土砂の流出は土留め壁を設置するために問題ありません。地元としては何の問題もありませんので、ご協議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、林委員、補足がございましたらお願いいたします。

(林委員)

11番委員の仰られた通りで何も問題ございません。よろしくご審議のほどお願いします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しています。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

21番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、21番は許可されました。

【受付番号22番】

(農地担当)

続きまして、22番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も東側は田んぼですけど、耕作はあまりしていないような感じ。それでこの北にバイパスが出来るという事だそうです。それから、西が田んぼ。これも耕作はあまりしていない。南は民家、畦道を挟んで民家であると。北は道路という事で、この土地も転用しても影響は無いという風に感じてます。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

当該農地も福井の中心地。十二箇郷の●●から多少北へ行った辺りでございます。ただ今現地調査の報告にございましたように、当該農地は休耕状態でございます。また、180号バイパスの残地的なものになっておりまして、周辺状況は現地調査の通りでございます。また、西側に休耕水田がございしますが、これは自作地になっております。今回ここを転用という事でございますが、実際バイパスの残地的なものでございますし、周辺で営農を行っている者はございません。今回転用しても何も問題ないと地元として考えておりますので、よろしくご審議のほどよろしくお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員)

ちょっとすいません。よろしいですか。

(農地担当)

はい。どうぞ。

(14番委員)

地図を見てもらったらですね、これ国道はもう出来てるんですかね。

(3番委員)

北のバイパスですね。

(14番委員)

はい。

(3番委員)

工事中です。

(14番委員)

これ、家建てれるんですか。

(3番委員)

建てれます。

(14番委員)

見込みで。

(主査)

バイパス本体はまだ工事中なんですけれど、側道が出来てまして、だから今回の申請地のすぐ北側ですね。

(14番委員)

ちょっと間が空いてますね。そこが側道になって、それが出来てる訳ですね。

(3番委員)

実際、側道は舗装までは行ってないんですけど。

(14番委員)

という事は、そこへ建てれる。

(3番委員)

はい。出来ます。

(14番委員)

ちょっとそれが気になって。すいません。

(主査)

当然開発行為の申請もしていますので、建築基準法上の道路が無ければそっちが許可にならないと思いますので。その申請が出来ているという事は、そういった協議は済んでいるものと思われま

(14番委員)

はい。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

22番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、22番は許可されました。

【受付番号23番】

(農地担当)

続きまして、23番、福井の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も実は東は道路、西は現在の申請地の残りが荒れ地になっております。南は民家、畦道を挟んで民家、北が道路という事で、何ら転用しても周辺農地への影響は無いという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

当該農地ですが、22番の福井の農地のほぼ西隣のような所でございます。状況としては全く同じく180号バイパスの残地でございます。ここは、元々ある旧道との角地にもあたりまして、周辺に営農している人はございません。宅地化しても何ら問題はないと考えておりますのでよろしくご協議のほどお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

23番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、23番は許可されました。

【受付番号25番】

(農地担当)

続きまして、8ページ、25番、真壁の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地につきましてはですね、北が市街化区域に入り、南は荒地と言いますか、草刈りはし

てましたけど、同一の田んぼで調整区域と2つになっているという事です。東は住宅、西も住宅、南はさっき申しました水田になって、北が道路という事で、ここに転用しても周辺農地に影響は無いと感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(5番委員)

現況は今説明があった通りで、宅地化が進んでいる最後の1区画となります。その北側の一部が中央5丁目の市街化区域に入ります。用水については問題ありません。排水、雨水は集水桝を設け、既存の北側にある側溝に放流します。生活雑排水については公共下水道に接続し、排水路に流入しないようにします。日照、通風については特に問題ありません。土砂の流出等についてはコンクリートブロック擁壁を設置し、土砂が流出しないようにします。総合判断として、特に問題ないと判断します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

報告にもありましたように、今回の申請地の北側に一部市街化の田がありまして、同日で届出を受理しております。農地区分ですが、概ね500メートル以内に2つ以上の医療施設がある農地という事で、第3種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員)

ここ1種じゃなかったかな。3種かな。

(主査)

この土地については、過去の転用を含めまして3種と判断しております。

(14番委員)

はい。

(農地担当)

他に質問はございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

25番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、25番は許可されました。

【受付番号26番】

(農地担当)

続きまして、26番、井手の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地は、耕作したようなことはございません。荒地になってまして、東側も荒地、南が道路、北が道路、道の先が家になってます。西はこの土地の残りの田んぼということで、ここも周辺農地への影響は無いという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

ただ今現地調査の報告にございました通りでございます。当該農地の所在地自体は、429バイパス沿いにある●●●●●よりちょっと北にございますコンビニの●●●●●●●●●の真裏辺りにある農地でございます。難波委員がお調べくださっているんですけど、本日欠席という事で事務局が引継いでおりますので、事務局説明をお願いいたします。

(主査)

難波委員に調査していただいた結果を報告させていただきます。まず場所ですが、3番委員が言われましたように、●●●●●と●●●●●との交差点にある●●●●●●●●●から100メートルぐらい西へ行ったところになります。ここは1月の総会で審議された土地の一面で東端になります。東は田、南は市道、西は田、北は水路で、土砂流出については隣接地との境界にはコンクリート擁壁及びブロック擁壁を設置して流出しないようになっています。雨水排水については、宅内枡を設けて道路側溝に流し、生活雑排水は合併処理浄化槽に接続して道路側溝に流すようになっています。隣接農地への日照、通風、用水ともに支障は無いと思います。

(農地担当)

続きまして、28番、三須の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も荒れてございました。東が宅地、西、南はこの土地の残りの田んぼになります。北が道路という事で、ここを造成しても周辺農地には影響ないという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(6番委員)

周辺状況についてはご説明のあった通りで、営農状況への影響については用水、近隣農地へ影響は無いようです。排水についても直接流入を避けるため雨水は宅内集水樹、生活排水は合併浄化槽を設けて処理後に既存の排水路へ排水するそうです。予定建築物は、木造平屋建てで高さ6.4メートル。極力支障のないように留意するとなっております。境界部分にもコンクリート擁壁を設けて土砂流出を防ぐようです。この北側の道路、狭いんですけども、この住宅を建てるにあたって多少道路を広げる形をとっておられますので、周辺住民もさほど影響を受けないような形になっておりますので、総合的には近隣農地、その他住民に影響は無く、問題は無いと思われま

以上です。よろしくお願ひします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(14番委員)

よろしいですか。この地図を見るとですね、申請地の北側ですかね。これは道路を広げるので分かるんですけども、●●●●●●●●ですね。それと●●●●●●●●も隣の道を広げてあげましょうという事で分かるんですけど、●●●●●●●●この縦のライン、これは何のために所有権を移転するんですかね。

(主査)

ここの縦の●●●●●●●●という土地は、この住宅からの排水のための水路になります。地図で見れば、申請地のすぐ東側ですね。道路があって水路があるんですけど、そこへ流すには高低差の関係で流せないという話がありまして、今回の●●●●●●●●へ水路を設置して排水するという事になります。

(14番委員)

他には使わせませんよという事になりますね、この水路は。

(主査)

ここはあくまでこの今回転用した場合の住宅からの排水になると思いますので。それ以外の排水については既存の水路で賄えるものと思っております。

(農地担当)

他にご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

28番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、28番は許可されました。

【受付番号29番】

(農地担当)

続きまして、29番、総社の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も耕作をしていない、荒地地になってございます。東は自分の田んぼが残るということ、西は道路、南は自分の田んぼ、北は道路という事で、何らこの土地を転用した場合影響ないという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をいたします。

(3番委員)

当該申請地、所在地は●●●●●から多少東へ行って、市街化のエリアが途切れてちょうど水田地帯になる境目辺りでございます。前回総会で転用が出てございました農地の隣の土地になります。調査につきましても、難波推進委員より報告をいただいておりますので、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

難波委員から調査の報告をいただいておりますので読ませていただきます。場所については3番委員から説明があったとおりです。東は田、南も田、西が市道、北も市道となります。土砂の流出については、隣接地との境界にコンクリート擁壁及びブロック擁壁を設置して流出しないようにします。雨水排水については、沈殿柵に集水して、道路側溝に流し、生活雑排水は公共下水道に接続するという事です。隣接農地への日照、通風、用水についても支障はないと思われま

す。続きまして、補足として農地区分ですが、市街地化区域に近接し、市街地化が見込まれる区域内にある概ね10ヘクタール未満の規模の農地の区域内にある農地という事で、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

(農地担当)

必要なしという事で、諮問はいたしません。

それでは採決いたします。

29番を許可することにご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(農地担当)

異議なしと認め、29番は許可されました。

【受付番号30番】

(農地担当)

続きまして、30番、久米の件につきまして現地調査の報告をお願いいたします。

(2番委員)

この土地も荒地でございます。東が宅地、西が道路、南が宅地、北が道路ということで、これを転用しても何ら影響はないという風に感じました。

以上です。

(農地担当)

それでは、地元委員の説明をお願いいたします。

(4番委員)

この案件は、譲渡人の●●さんは営農の意思が無い方でありまして、他にも田んぼがありまして、今まで何回も転用の申請が出されてきた方でありまして。地元としては特段の問題もないということ聞いておりまして、詳しくは伊丹委員にお願いしたいと思っております。

(農地担当)

それでは伊丹委員、補足をお願いいたします。

(伊丹委員)

この案件は、昨年同じ地権者から南側の土地の申請が実は出ておりました。今回は、その残りの分の申請だったと思います。先程委員さんの方から現況説明がされて、その通りでございますので、それは申しませんが、営農条件についての事をちょっと耳に入れたいと思います。用水路ですが、周辺の用水路は完備されておりますので、この土地が開発されても何も影響ございません。排水は元々ここは排水の良い所ですのでこれも問題ありません。日照、通風ですが、予定の場所に家屋が出来たとしても日照、通風を妨げるものではございません。土砂の流出は土留め壁を設置いたしますのでこれはもう問題ありません。何も支障になるものは無いと思っておりますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

(農地担当)

それでは、事務局より補足説明をお願いいたします。

(主査)

農地区分ですが、甲種農地、第1種農地、第2種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地ということで、第2種農地と判断しております。

(農地担当)

この件につきまして、ご質疑、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

なし。

(農地担当)

農業会議への諮問はいかがいたしましょうか。

(委員)

必要なし。

では、営農上問題なしと回答させていただきます。

【報告第20号 農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告事項に入ります。

報告第20号、農地法第3条の3の規定による農地等の相続等の届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第20号 報告書について朗読】

【報告第21号 農地法第4条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第21号、農地法第4の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第21号 報告書について朗読】

【報告第22号 農地法第5条の規定による農地等の転用届出の受理の決定について】

(農地担当)

次に、報告第22号、農地法第5の規定による農地等の転用届出の受理の決定について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第22号 報告書について朗読】

【報告第23号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人報告について】

(農地担当)

次に、報告第23号、農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、事務局より説明をお願いいたします。

(主査)

【報告第23号 報告書について朗読】

【報告事項】

(農地担当)

23ページ以降は、その他報告事項となっております。お目通しください。

以上ですが、本日許可された議案につきましては、速やかに許可書を交付することといたします。

また、開発許可が必要なものにつきましては、同日許可とし許可書を交付いたします。本日の許可件数は、3条関係が6件、4条関係が3件、5条関係が13件ございました。

また、総社市所有公共用財産の用途廃止申請に伴う意見について、周辺営農上問題なしといたしました。

以上で、日程第3付議事件の審議は全て終了いたしました。

ご協力ありがとうございました。

【日程第4 その他】

(会長)

ありがとうございました。

次に、日程第4「総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の一部改正について」を議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

(次長)

【総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領の一部改正について説明】

(会長)

ただ今の事務局からの説明に対しまして、何か質問等ありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

お諮りいたします。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領を一部改正することについて、ご異議ありませんか。

(委員)

異議なし。

(会長)

異議なしと認めます。

総社市農業委員会の農地利用最適化推進委員候補者の評価に関する事務処理要領は一部改正されました。

【日程第5 その他】

(会長)

次に、日程第5「その他」に入ります。

委員の方から、何かありませんか。

(委員)

なし。

(会長)

なければ、事務局から事務連絡をお願いいたします。

(農林課)

【農地流動化推進委員の推薦について】

(主査)

【活動記録簿について】

【現地調査の区域について】

(次長)

【農業委員会お別れ会について】

(主事)

【農業委員の報酬について】

【現地調査日時等について】

【総会日時等について】

(会長)

それでは、会長代理より閉会の挨拶をお願いいたします。

(会長代理)

皆様ご苦勞さまでございました。このメンバーでの総会はおそらく最後になるのではないかなあと思います。来月からは新しいメンバーでやるようになると思います。まだコロナウィルスも東京なんかでは拡大しているような状況になっております。十分気を付けて、行動していただきたいと思います。農作業の方は大体、田植えも済んでちょっと暇になったんじゃないかなと思います。これから暑くなりますので、熱中症にならないように、十分気を付けて作業をしていただきたいと思います。本日はご苦勞様でした。

閉会 午後3時43分